

昭和二十五年七月三十一日受領  
答 弁 第 四 五 号

(質問の 四五)

内閣衆質第四六号

昭和二十五年七月三十一日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員竹村奈良一君提出旧軍用地拂下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹村奈良一君提出旧軍用地拂下げに関する質問主意書に対する答弁書

本件については、所管財務局より現在のところ何等の報告にも接していないため、至急調査の上で御答えすることと致したい。なお該地は遠隔の地であり、調査には相当期間を要する見込であるから申しそえる。

右答弁する。

昭和二十六年三月六日受領  
答弁第四五号(追加)

(第八回国会質問の 四五)

内閣衆質第四六号属

昭和二十六年三月六日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員竹村奈良一君提出旧軍用地拂下げに関する質問に対する追加答弁書別紙の通り送付する。

追て、本答弁書は、昭和二十五年七月二十八日内閣衆質第四六号をもつて調査の上追て回答する旨答弁したものの追加答弁書であるから、念のため申添える。

衆議院議員竹村奈良一君提出旧軍用地拂下げに関する質問に対する答弁書

本件については、その後関係資料をしゅう集して調査したところ、国に所有権がないことが判明したので御了承願いたい。

右答弁する。